

陳 情 文 書 表

| | |
|-------------------|---|
| 受 理 番 号 | 陳 情 第 6 5 号 |
| 件 名 | 旧豊栄市桑野誠司郎助役（つくし保育園理事）に対し，273坪30年間無償貸し付けした小川竹二豊栄市長の便宜供与について |
| 要 旨 | <p>陳情第 59 号は，公有財産の交換貸し付け事務を旧豊栄市桑野誠司郎助役が決裁を執行し，みずから公有財産の交換をつくし保育園桑野誠司郎理事として受益していたことが，地方自治法第 238 条の 3 第 2 項の法規範に違背，同法第 2 条第 17 項に鑑みた土地交換貸し付け事務の無効を主張したものであった。</p> <p>下記真実の証明は，市民の意向を封殺して執行権者（助役）の利益を優先する偏見政策の議会審議から施策事務に至るまでの謀議事例である。</p> <p>ゆえ，平成 45 年（24 年先）まで続く損失（土地の無償貸し付け）の首謀者小川竹二豊栄市長による桑野誠司郎助役への便宜供与を告発して，二元代表制議会の重要な責務である調査監視を新潟市議会に要請する。</p> <p>飯塚孝子市民厚生常任委員長宛て議事録等資料送付済み</p> <p>A 豊栄市議会定例会で市長は，葛塚中学校跡地利用を市民との協働を表明するも，それを裏切った議会審議に，市民懇談委員から強固な抗議を受ける。</p> <p>豊栄市議会会議録 48 ページから 51 ページまで(平成 14 年 12 月) 第 3 回葛塚中学校跡地利用構想策定に係る市民懇談会（平成 15 年 11 月 21 日）</p> <p>B 豊栄市議会総務常任委員会（平成 16 年 4 月 26 日）での保健福祉課長の発言（議事録抜粋）</p> <p>「……つくし保育園の改築用地は，早めに決めなければならない。……豊栄市の私立保育園の改築については，私立保育園と市長との約束事であるので，改築年度は譲れないとして，新潟市の理解を得ている。」</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p> |
| 付 託 年月日 委員会 | 平成 24 年 9 月 18 日 市民厚生常任委員会 |
| 受 理 | 平成 24 年 9 月 11 日 第 3 1 3 号 |

陳情第65号

「……市民懇談会の委員に理解させることができなかつたと反省している。……」

C 「豊栄児童センター建設用地に関する覚書の締結について（伺）」
平成17年3月1日

起案書は、起案日と施行日及び契約締結日が同日で、決裁日は3月7日。

D 「市有財産土地273坪無償貸し付け（1年間）」平成18年3月30日

起案書は、豊栄支所長等（8名）及び保健福祉部長、財政部長等（14名）全22名が起案当日に承認捺印、決裁、使用賃借契約締結。

E 桑野誠司郎豊栄市助役はつくし保育園の理事に就任。平成17年3月30日登記済み。